

彼が自ら命を絶ったのは誰のせいか

——遺族間の責任帰属・非難の応酬をめぐる成員カテゴリー化装置の使用——

藤原 信行

近親者の自殺をめぐる遺族たちが責任帰属・非難に直面することは、彼ら彼女らの支援者、および死生学等の研究者たちによって批判されてきた。しかしそうした支援者や研究者たちは、自殺をめぐる責任帰属・非難が有する固有の〈合理性〉とこれを支える公的 (public) な知識のありように関心をもたない。本稿では、近親者の自殺の原因をめぐる長年にわたって対立関係にあった遺族らへのインタビューデータの検討をつうじて、以下のことを明らかにした。そうした責任帰属と非難の応酬は、人びと公的に利用可能な成員カテゴリー化装置 (MCD: とりわけ〈家族〉) を利用できることで可能となっている。遺族らは MCD をより適切に利用するための資源である、個別具体的なコンテキストにおける経験や知識に富んでいる。ゆえに、より有能に責任帰属・非難を実践可能であり、なおかつ否応なしにそういったことにかかわらざるをえない。

1 はじめに

1-1 近親者の自殺をめぐる責めを負わされ非難される遺族たち

21 世紀の日本では自殺対策が国家的施策として推進されるようになった。その過程で、自殺は周囲の人たち、とりわけ社会的な距離の近い (とされる) 家族員たちが主要な〈ゲートキーパー〉、ないし支え手として、他の成員の自殺の徴候に〈気づき〉、適切な専門職 (主に精神科医) に〈つなぎ〉、彼/彼女の回復を〈見守る〉ことによって〈防ぐことのできる死〉だという啓発活動が、大々的に実施された (藤原 2011, 2013)。しかしこのような、自殺を家族員らの活動によって防ぐことのできる死とする定義にたいしては、「世間をあげこのように熱心に自殺対策に取り組んでいるのに、にもかかわらず身近で自死者が出た遺族や家族は、世間から問題のある人、家系であるという烙印を押されてしまいかねない」 (藤井 2009: 46) との危惧も示されてきた。予防のための啓発活動が、遺族が責めを負わされ、非難されるような〈二次被害〉¹ を助長する、というわけである。こうした懸念にもかかわらず、2017 年に再改訂された「自殺総合対策大綱」においても、家族員たちを予防のための主要な支え手とする位置づけはとくに変化がない (内閣府 2017: 16, 29, 30, 37)。

ただし、上記の啓発活動は、あくまで追及される不作為や過失の種類と時間幅を増大させたものである。遺族 (家族員) が他の成員による自殺にかかわり、なにかしらその原因をなしたとか、助長したとか、ないしは防止することを十分になさなかった、と責任を帰属され非難されることはずっと以前からあったことだ。社会学者の中河伸俊は、30 年以上も前に「死の『原因』の一端が自分にもあるのか。他の近親者の誰かが責めを負うべきなのか」にかかわる「故人の死の責任を誰に帰属させるか」という問題に遺族たちが直面させられることを正しく指摘していた (中河 1986: 142-3)。また死生学研究者・支援者たちは、遺族支援が「自殺対策基本法」 (2006 年施行) で主要課題として位置づけられる以前から、人びと² による自死遺族への責任帰属・非難のありようを以下のように批判してきた。「遺族は [中略] 強

い罪責感をもっている」が「世間は、まだまだ、自死者とその遺族に対して、寛容ではなく色メガネをもって見ようとする。つまり、恥や汚名を浴びせかけ、スティグマ（烙印）化する」（平山正美 2009: 75）。「遺族は、自死を阻止できなかったという非難を浴び、周囲の人々の言動に神経を逆撫でされる」（斎藤 2004: 189）。「自殺の神話とも言うべき迷信・誤解、あるいは社会的偏見はいまだに多く、遺された家族（以下サバイバー）たちは恥の烙印を押されている」（斎藤 2005: 42）。「苦しんでいる人を何も知らない他人が裁く」（若林 2003: 14）といったように。

遺族らにたいする責任帰属・非難が加害的であることは論を俟たない。だが、残念なことに上記の死生学研究者・支援者らは、そうした責任帰属・非難という活動が有する固有の合理性——他者に責任を帰属し非難する活動〈としての〉適切さ——およびそこで用いられている〈適切な〉知識のありようの解明には何等関心を向けない。遺族らが直面している困難を解消してゆきたいのであれば、責任帰属と非難をめぐる「意味づけの葛藤に目を向ける〔中略〕文化の解剖学を通じて、私たちにとってより受け入れられ易い文化のあり方の選択肢を探す」（中河 1986: 145）ことが、まずもってなされねばならない基礎的作業であるにもかかわらず、である。

1-2 家族であることと自殺をめぐる責任帰属と非難の慣習的な結びつき

自殺をめぐる責任帰属と非難の合理性、およびそこで用いられている知識のありようについて探求をすすめていくうえで導きの糸となるのが、エスノメソドロジストのサックス（Sacks, H.）による研究である。彼は「家族は、たとえ彼／彼女たちが最初の段階で救いを求められていなかったとしても、もし自殺が起こればしばしば『家族はなにをしてたんだ』と問われてしまうという現実のせいで、義務とか責任の感覚を持たされるだろう」「誰かが『私のきょうだいが自殺した』と言ったなら、普通の人〔Any layman〕だったら誰でも『で、家族になんか問題があったの〔Well, what's the matter with the family〕』と聞くでしょうね」（Sacks 1992: 14）と述べ、自殺に際して家族員への責任帰属と非難が慣習的に優先されてしまうことを見抜いていた。しかもそのことは、単なる直感にもとづいた言明でも皮肉でもなく、人びとによる「成員カテゴリー化装置〔membership categorisation device; 以後本稿ではMCDと表記。詳細は本稿2節を参照〕」の使用にかんする研究を彫琢していく過程において、自殺予防センターへの電話相談の録音記録や検死官・警察の調書を仔細に検討したうえで、人びとの慣習的実践を報告したものであった。

彼は、電話相談において相談者とカウンセラーの双方が、家族（ついで友人）を、自殺も視野に入れざるをえない困難な状況に置かれている場合に優先的に助けを求めてよい対象としてカテゴリー化する一方で、相談者たちがカウンセラー（やかかりつけ医・精神科医）を相談し助けを求める相手としては不適切な者としてカテゴリー化していた（なので相談者は家族等には頼れないことを言明し、カウンセラーも自らを相談するにふさわしい存在として自己呈示していた）³ ことに注目する（Sacks 1972: 64-73=1995: 160-9; Francis & Hester 2004: 98-103=2014: 169-76）。人びとによる、誰に助けを優先的に求めるべきか、誰が優先的に救いの手を差し伸べるべきであるのかにかかわる慣習的な順位づけと、それにもとづいて自他

をペアとして同定／排除していく実践が、自殺予防センターへの電話相談という場において可視化されていたのだ。

われわれは、自ら命を絶った者が、死にいたる過程でなんらかの困難や不幸に直面し（続け）ていたであろうと容易に想像してしまうし、そうでもなければ彼／彼女を自殺者として記述すること自体困難である（Atkinson 1978 ch.6 & 7）。そして実際に近親者の自殺が生じた場合、サックスが見出したような、助けを求め救いの手を差し伸べるることにかかわる優先順位が参照され、困難や不幸に直面していた者に救いの手を真っ先に差し伸べるべき人びととしての〈家族〉がその務めを十分に果たさなかったのではないかという疑いが、合理的に生ずる。

「家族である」という実践のなかには、その成員たちが継続的・組織的にさまざまな「世話」（配慮＝ケア）を与え／受け取ることが含まれている（Gubrium & Holstein 1990: 115–30=1998: 231–64）⁴。ならば、サックスが見出した、誰に助けを優先的に求めるべきか、誰が優先的に救いの手を差し伸べるべきであるのかにかかわる慣習的な順位づけ実践をめぐる知識にして、実際に近親者の自殺が生じた場合に遺族への責任帰属・非難を可能とする知識は、人びとによる家族を家族たらしめる実践を合理的に達成させることを可能とするものである。それは、家族であることを支える「じつは人々すべてが知っている成員カテゴリーに関する知識の問題として、人々にとって誰にでもわかる仕方で公的に存在している」（山崎 2004: 22）ものにほかならない。

本稿では、エスノメソドロジー、とりわけ人びとによる MCD の使用にかんする研究の知見を導きの糸としながら、ある自死遺族らへ実施したインタビューの結果を検討していく。そのことをつうじて、近親者の自殺にかんする責任帰属・非難という活動における、公的な知識たる MCD、とりわけ〈家族〉というその具体的な使われ方とその帰結について報告する。そうした具体的な使われ方は、当該遺族らのみならず、MCD を用いて自殺にかんする責任帰属・非難を実践する遺族らもふくめた者たちの〈有能さ〉——有能さとはいかなることかについても本稿で報告すべきことであろう——を示すことであろうが、同時に責任帰属および非難の応酬という苦痛きわまりない実践に、遺族たちが不可避免的に絡め取られてしまう理由も示すことにもなるだろう。

2 自／他を同定し評価する道具立てとしての MCD

2-1 MCD とは

MCD とは、サックス（Sacks, H.）によって提起された、ある人・物が何者かを同定——どの集団／集合に属するのかを劃定——し記述すべく人びとにより用いられる、慣習的な方法を定式化したものである（Sacks 1972a: 332–8, 1972b: 31–40=1995: 96–112）。それは、ある人間集団に属する人に執行できるような類型（「成員カテゴリー（membership categories）」を1つ以上含む「カテゴリー集合（collection of membership categories）」）と、執行（のための）規

則⁵からなる。成員カテゴリーは、アприオリに期待できる活動としての「カテゴリー付帯活動 (category bound activities)」をともなっている (Sacks 1972a: 335-8)。ヘスター (Hester, S.) とイグリン (Eglin, P.) は、カテゴリー付帯活動を「述部 (predicates)」として拡張・再定義し、特定の成員カテゴリーが付与されたならば慣習的・規範的に想起される活動、権利、義務、知識、能力などであるとした (Hester & Eglin 1997: 5; 山田富秋 2011: 264-6)。ただし、こうした拡張・再定義の試みはワトソン (Watson, Rod [もしくは Watson, R. D.]) にさかのぼることができ (Watson 1978: 106-8)、ヘスターとイグリンの試みもその延長線上にある。

こうした成員カテゴリー化装置におけるさまざまなカテゴリーは多くの場合、サクスの例示した「母-赤子」(Sacks 1972a: 330) のように、装置内の別のカテゴリーとペアで用いられる。したがって権利義務等のさまざまな述部も、ペアとなりうる特定のカテゴリーともう一方のカテゴリーとの関係において問われることとなる (Watson 2009: 44-5)。

2-2 自／他を評価するための道具としての MCD

特定の MCD (内の特定の成員カテゴリー) を使用してある人物を記述することは、たんに彼／彼女をどのような人物か同定するにとどまらず、それに付帯する述部をモノサシとして、彼／彼女を他のペアになりうるカテゴリーとのあいだで規範的に想定されうる権利義務関係等にもとづいた評価——賞賛、責任帰属、非難など——を可能とする。こうした、MCD が帯びる人びと (の活動) を評価する道具としての側面について、すでにサクスは以下のように指摘していた。

もし、ある赤ん坊が泣いて然るべき環境のもとにあるにもかかわらず泣かなかったとしたら、その子の「泣かなかったこと」が観察可能となり、そこで「大きな男の子のようだ」と述べることは「賞賛 (praising)」とみなされる (Sacks 1972a: 336)。

〔ホットロッダーでありながら〕普通の車を運転する若者は〔中略〕「裏切り者 (fink)」になる可能性がある。ここで言う『裏切り者』とは、下位カテゴリーに属する忠実でないメンバーをさす (Sacks 1979: 12=1987: 35; □ 内引用者加筆)。

さらにワトソンも、ある成員カテゴリーに慣習的に期待できる⁶ 述部が付帯している「所与のカテゴリーのもとにある人 (incumbent) が特定の諸資格を申し立てなかったり、カテゴリーに付帯する諸義務を実行に移さなかったり、もしくはカテゴリーに付帯する知識を提示しなかったりするならば、これらのような事柄は、注目すべき欠如かつ特別に説明を要するものとして申し立てられかねない」(Watson 1978: 106) ことを指摘する。ワトソンはさらに議論を進め、以下のように述べる。

もしいくつかの他のカテゴリーのもとにある人が、慣習的に他のカテゴリーと結びついている義務を実行に移したならば、われわれはその人物を、そうした他のカテゴリーのもとにある人の「借用者 (borrowing)」ないし「横領者 (usurping)」と見なすかもしれないし、そのためにたとえば「友人」ではなく「兄弟」ないし「姉妹」〔と呼びあう仲にあ

る者]として再カテゴリー化する等々、といったことにもなる (Watson 1978: 107, 113 n4; □ 内引用者加筆)。

すなわち、あるカテゴリーに付帯する権利義務等の述部を他のカテゴリーのもとにある者が実践することも否定的な評価の対象となりうるため、そうした実践の正当化には別なカテゴリーを再執行する必要が生じうるというのだ。またワトソンは執行されるカテゴリーの変更という「再カテゴリー化」においては、当然付帯する述部も変わり、当該成員および彼／彼女の実践にたいする、それまでとは異なる評価を行うことになる可能性が生じることも、あわせて指摘している。

もし〔実際には血縁はないが〕兄弟と互いに呼びあう仲となったペアの一方が、直面しているトラブルについて、もう一方の「兄弟」ではなく「たんなる友人」に真っ先に相談したならば、「友人」ではなく「兄弟」と呼び合っているもう一方の者は「なんで真っ先に俺に相談しないんだ」と苦情を言う権利を有すると受け止めるかもしれない。同様に、トラブルに直面したある個人は、そのことを開示している状況にあるにもかかわらず、「兄弟」と互いに呼び合っているもう一方の者が援助ないし助言を提供しえないというのならば、〔どうして助けてくれないのか〕苦情を言うためのさらなる基盤を呼び覚ますことができるだろう (Watson 2009: 46; □ 内引用者加筆)。

MCD を使用して人びとを記述し同定することは、彼／彼女らにある特定のカテゴリー集合内の成員カテゴリーを執行し、自明なものとして期待される権利義務や活動や取り組むべき課題とその遂行能力などを定義し、確定し、彼／彼女の活動をそれらに沿った／から逸脱した事柄として、評価をともなうかたちで記述できる (ないしは記述することを義務づける) ようにすることである。ゆえに、MCD の使用は「特定の人びとについての記述であるだけでなく、どこまでも徹底的に責任帰属にかんする事柄なのだ」(Jayyusi 1984: 27; 傍点原文ではイタリック) ということにもなる。

3 データについて

3-1 亡くなった A さん、およびインタビュー対象者 B さんと C さんについて

本稿で検討するのは、自殺者 A さんの実母 B さん (岩手県生まれ・在住、農業。2020 年 1 月現在 90 歳代後半)、および妻 C さん (岩手県生まれ・在住、農業兼パート勤務。2020 年 1 月現在 70 歳代前半) への非構造化インタビューを録音、文字起こししたものである。

A さんは、1940 年代前半に岩手県で、農業兼土木作業員の父親とその妻 (B さん) とのあいだに実質的な 3 人きょうだいの長男として生まれる (彼の兄に当たる人物は、生後まもなく死亡している)。中学校卒業後、農業のかたわら建設業に従事。20 代前半のとき、C さんと結婚する。その後 2 人の子どもが生まれる。1980 年代後半、仕事で脳卒中で倒れ、半身不随となり農作業も建設業の仕事もできなくなり、1990 年代前半に自ら命を絶った。享年

40 歳代後半。それ以降 B さんと C さんは、インタビューを経て B さんが要介護状態となる 2010 年代後半にいたるまで、彼の死の原因をめぐる敵対的な関係——しばしば責任帰属と非難の応酬をともなう——になった。なお、B さんと C さんは、A さんと C さんが結婚してから本稿執筆時まで、同居しつづけている。

3-2 インタビュー調査について

筆者は 2002 年 4 月に二日間、学位（修士）論文作成を目的としたインタビュー調査を実施した。まず初日夜に C さん、翌日朝に B さんの順番で実施した。B さんへのインタビュー時には報告者とのあいだを仲介していただいた彼女の隣人 D さん（岩手県在住の農業従事者の女性、2020 年 1 月現在 70 歳代前半）が、C さんのインタビュー時には同様に彼女の友人 E さん（岩手県在住の農業従事者の女性、2020 年 1 月現在 70 歳代前半）が同席した⁷。インタビュー時間は B さんが 1 時間、C さんが 3 時間である。なお、B さんも E さんと、C さんも D さんとも長年隣人として交流がある。この 4 人は、互いのことをよく知っている間柄にある。

このインタビューの順番と各々の同席者について、および録音の実施は、B さんと C さんに——同席者＝仲介者を介して——説明し、同意を得ている。インタビュー調査の結果を学会報告や論文として公表することについても、あらかじめ同席者＝仲介者に事前に説明していただいたうえで、調査開始前に確認し同意を得た（2015 年に別件で C さんにインタビューする機会があり、そのとき再度同意を確認した）。

上記のような B さんと C さんとの関係、およびインタビュー調査の実施状況から、B さんも C さんも、相手がインタビューの場でなにを話すかについて（それまでの責任帰属と非難の応酬の経験から）予想し、そのことをふまえて成員カテゴリー化装置を用い、A さんの死の責任をめぐる評価をくだしていることが想定される。後にみるように、C さんは自らに執行されうる成員カテゴリーからすれば非難されうると想定されることについて、明確に予防線を張っていた。B さんについても、そうしたものと推論できる発言がみられた。

3-3 インタビューのトランスクリプトについて

本稿では、インタビューをカセットレコーダーで録音し、それを文字起こししたトランスクリプトを検討・引用の対象としている。文字起こしはインタビュー直後に実施した。B さんへのインタビューを文字起こししたものは「語り B」、C さんのそれは「語り C」と呼称する。それぞれのトランスクリプトでの発話には、順番に通し番号を振ってある。方言については、筆者の方言話者としての能力にもとづいて文字に起こしているが、疑わしいと思われる箇所についてはアクセント辞典（平山輝男監修・森下編 1986）、および遺族らの居住地に近接する地域の語彙集（山田長耕 2007）で確認した。なお、本稿でインタビューデータを引用する場合、方言が読者に分かりにくいと思われる部分については標準語に訳したものを丸カッコ内に併記する。

4 〈脳卒中で働けなくなったこと〉はAさんの自殺の理由（動機）たりえるか

BさんとCさんは、Aさんは脳卒中で半身不随となってから亡くなるまでのあいだ、働けなくなったことをずっと恥じていた、と語っていた。

（語り B1：Aさんがリハビリ目的での散歩や体操を人目につかない時や場所を選んで行っていたというBさんの話を受けて筆者が質問）

0847 筆：あとお、そういうことってなにか、あ、「あれ中ってだぢゃ」どがなんとか。（あと、そういうことをなにか、それこそ「脳卒中で半身不随になった」とか何とか言われたりしたんですか）

0848 D：うーん

0849 筆：あれこれ言われたりするんですかあ？

0850 B：うんうんうんうん

0851 D：やっぱりい、言われる、若いがあったがら、何ぼもなはあ（やっぱり、言われる、まだ若かったから、もっと）

0852 B：稼いでらった時来たっけ（働き盛りのときに〔脳卒中が〕来たんで）

0853 D：んだがらなはあ、何か

0854 B：稼いでらったあ、こったなったの、ほれえ、みんなに見られで恥ずかしいと思っただんでねえの（稼げてたのに、こんなになったのが、ほら、みんなに見られると恥ずかしいと）

0855 D：そう思ったんだなあ、自分がねえ。

0856 B：うん。

0857 D：別に言わねがったがも知れねえけど、「言われるんでねえが」「みんなしてそういう風に思っで見でるんでねえが」と思うがら、あんまり外さ出張りたぐねんだな。

（別に言われてなかったかも知らないけど、本人が「言われてるんじゃないか」「みんなそういうふうと思ってるんじゃないか」と思っていたから、あまり家の外には出たがらなかったんでしょね）

0858 B：んだがら、暗くなった時歩って散歩して、〔体操なんかも〕なんぼがなはあ。（だから、暗くなってから散歩に出たり、体操してたんじゃないのかなあ）

0859 D：うーん。

0860 B：そうして、いだったけども、さあ、一年、経ったって、治る人になんねえ、俺稼ぐさも出張られねえし。はあ、げんだぐなってきたんだねえの。（そうやって散歩や体操を1年続けても治らないし、仕事もできない。だから辛かったんじゃないかな）

筆者の問いにたいして Bさんと Dさんは、〈若い・稼いでらった〉者として同定される Aさんが、脳卒中で半身不随になってからは人目を気にして外に出歩くことを厭うようになり、1年経ってもリハビリの甲斐なく症状が改善しなかったことを語る。同時に、〈若い・稼いでらった〉者であるならばそうした状況を辛いと認めていただろうことは自明であると、互いの発言内容を確認し、支持し、補足説明を重ね合いながら、確かなこととして語ってもいた。とりわけ Bさんによる 0858 の発言は、そういった心の状況の推論の適切さを支持する直接的な目撃情報への言及である。

Cさんも、Aさんが、見舞いに来た友人たちにたいして、妻の稼ぎで暮らすことになった自分を「情げねじゃあ」と明言していたことを根拠に、彼の心の状況を推論する。Eさんも、Cさんによる Aさんの心の状況の推論を自明なことだと支持する。

(語り C1: Aさんがリハビリに不熱心だったことを語るなかで)

0207 C: うん、ほれえ、入院してる時もさあ、友達に言ったっけ、一緒に稼ぎさ歩いてらった人さ、「情げねじゃあ、俺なあ、かかあのパートで稼いだ金でこうしてる」って。〔沈黙 1 秒のあと〕やっぱり男としてはなあ。

(だからほら、入院しているときも、仕事仲間に「嫁がパートで稼いだ金で俺はこうして入院している。情けない」って言ってたみたいで。やっぱり男としてはねえ)

0208 E: そうなんだなあ。

(そうでしょうね)

0209 筆: 面白くないんですか。

0210 C: んでしょ!

0211 筆: うーん。

0212 E: んなんだなあ。んだけども、んだってそうしねえばさあ。

(そりゃそうでしょ。でも、そうしないとね)

0213 C: そうしねば暮らせないって言うのね。

(そうしないと生活できないって夫には言ってたけど)

筆者が Cさんによる Aさんの心の状況の推論に疑念を呈すると、Cさんと Eさんは協力して、〈男 (なのに妻に扶養されている)〉のであるならば当然のことであると棄却したうえで、彼が「面白くない」と感じていることをやめるわけにもいかない、とも述べる。

このように、Aさんに付与された成員カテゴリーとその述部 (〈若い・稼いでらった〉者 / 〈男・妻に扶養されている〉者) からすれば、彼自身が脳卒中で半身不随になり稼得能力を失った状況は、Aさんにとって、Bさんと Cさんにとっても、そればかりか Dさん・Eさんにとっても、否定的な評価を受け、〈辛い・情けない〉という心理状況になることは、疑問の余地なく推論できることであった。このように、社会の成員がどうカテゴリー化されるかは、当該人物の言動、およびそれらの言動が正当に期待される理由についての、疑問の余地のない推論を含む記述を可能とする。

もしこのことが自殺の原因（動機）として付与されたならば、〈病気のせい〉というかたちで A さんの死は記述され、特定の人物への責任帰属や非難にはいたらなかっただろう。しかし着目すべきは、B さんも C さんもそうしなかったことである。これはすなわち、そうせず責任帰属・非難するに至ったことについて、人びとも納得できるだろうと各々が想定する理由があった、ということの意味する。以下、次節からは、B さんと C さんによる責任帰属・非難のやり方を分析していく。

5 C さんにたいする責任帰属・非難への支持を取り付けようとする B さんの試み

5-1 C さんにたいする責任帰属・非難への支持の取り付けの失敗から再挑戦へ

それではまず、B さんによる、A さんが自殺したことについての C さんへの責任帰属・非難のやり方をみていこう。0882 で B さんが A さんの状況について語り、それにたいして D さんは 0883 で明確に支持する。前節で引用した語り B1 でもみられたやりとりである。

（語り B2-1：A さんの自殺直前の心理状況を語る）

0882 B：そして、[A さんは] 先のごども、なにしろほれえ、苦しんだんだなあ。

0883 D：苦しんだんだなあ、一人ですう。うんと苦しってらの。うん。

しかし D さんは、B さんが C さんへの非難に進むと、異なる反応を示す。

（語り B2-2：C さんを非難する B さんと、それにたいする D さんの応答）

0884 B：一人で苦しって、そして、まだ、正月、ほれえ、来たべえ。

0885 D：うーん

0886 筆：はい

0887 B：そうしたっけ、お母さん、はあ、稼ぎさ、ほれえ、行くんだおん。

（A さんがそんな状況なのに、C さんは仕事に行って）

0888 D：はあはあはあはあ。

0889 筆：あー。

0890 B：休みに。

（正月で休みなのに）

0891 D：ふーん。

0892 B：稼ぎさ行ってなはあ。

（仕事に行ってしまった）

0893 D：はあ、そっかそっかあ、うん。

（はあ、そうですか、うん）

0894 B：忙しいって。

（店が忙しいって）

0895 D：年取りだば忙しんだおんなあ。

(年末年始だったら忙しいでしょうね)

0896 B：店はなはあ。

(店の方はね)

0897 D：うーん。

0898 B：「寝ねえで稼んだがら、疲れた」どが何どがってぐずめがしてらっけ。

(「寝る間も惜しんで働いていたから疲れた」だのなんだのと言って)

0899 筆：あぁー。

0900 B：そしてえ、イエさ行って泊まってくるどが、行ったもんだおん。

(そして、実家に泊まってくると言って、そっちに行って)

0901 D：あぁ、年取りになはあ。

(あぁ、正月にね)

0902 筆：あー。

0903 B：うん、年取りに。

0904 D：稼ぎに来て、行った訳だイエさ。

(仕事先から直接実家に帰省したんだね)

0905 B：うん、うん。

[中略]

0913 B：ほうして、したらすぐ来るがど思ったっけ、来ねえの。そして、2日、がら稼ぐんだべ、ありゃあ。

(すぐに戻ってくると思ってたら、戻ってこない。正月の2日からパートに出て)

0914 D：はあはあはあ。

0915 B：んで、あっちがら稼ぐさ行ったんだおん。

(で、こちらには戻らず実家から出勤したんです)

0916 D：はぁー、んだらずとこねがったんだあ。

(あぁ、であればずっと戻ってこなかったんですね)

0917 B：来ねがったの、2日も3日も、泊まったのあっちさ。

(戻ってきませんでした。2日も3日も、実家に泊まっていました)

0918 D：はぁー。

語り B1 のときとは異なり、B さんの発言にたいして明確な支持を示さない。先のことを苦にしていた〈夫〉A さんを家に残したまま、〈妻〉C さんが勤務先の仕事が忙しいことを理由に年末年始に働きに出たという B さんの発言 (0887-0892) にたいして、0895 において「年取りだば忙しんだおんなあ (年末年始だったら忙しいでしょうね)」と、むしろ C さんの側に支持を与えているとも理解しうる応答を行い、それにたいして 0896 で B さんが「店はなはあ (店の方はね)」と限定するが、0897 で「うーん」という、同調しているとは必ずしもいいがたい返答をするにとどまる。B さんが 0898 と 0900 で C さんが実家に帰省したことを語っても、D さんは 0901 で「あぁ、年取りになはあ (あぁ、正月にね)」と返答し、たんな

る事実報告としてのみ扱っている。

Bさんは、Cさんが〈妻〉であることにもとづく述部から容易に想定される義務、すなわち（半身不随となり将来を悲観する）〈夫〉たるAさんへのケアを履行せず、それよりも優先順位が低いと思われる活動に傾注し、そうした義務を怠っていた、だからAさんは自殺したのだと述べ、CさんにAさんの自殺の責任を帰属し、非難しようとしていた。しかしそうした主張は、BさんのみならずCさんとも長年にわたって交流のある（本稿3-2を参照）Dさんには、認めがたかったのだろうか。

これにたいして、0923でBさんは、すでにDさんと合意が成立していること——Aさんの状況——を強調し、Cさんにたいする責任帰属・非難への支持を得ようとする。

（語り B2-3：死の前日のAさんの状況を再び述べるBさん）

0923 B：実家さ、そうして行ってでがんに、それえお父さん中気中ってまんつこななって休んでいだのなものなはあ。

（Cさんが実家に帰省してる間も、Aさんは脳卒中で半身不随のまま、力なく休んでたのに）

0924 D：うんうんうんうん。

0925 B：早く来たらいがんべよお。

（Cさんも早く戻ってこないダメなのに）

0926 D：うーん。

0927 B：ほれでも、ほりええ、行って、あっちがら今度稼ぐさ行ったんだおんな。んで、イエにいだおんな、息子は。「来ねえなあ、はあ俺の事、飽ぎらがして、来ねえな」ってへってなはあ、苦しらしいよ。

（なのに、ほら、実家から直接パート先に出勤して。Aさんは家に残っているのに。「戻ってこないなあ。もう俺に愛想つかして戻ってこないんだ」と言っていたから、気に病んでたと思う）

0928 D：うーん、そう思ったんだなはあ、はあー。

（うーん、そう思ったのかもねえ）

0930 B：ほして、来ねえんだおん、何ぼえづしても。「はあ俺飽ぎらがして来ねえ」って。「来るんだって何もごでほれえ、片づけて行った訳じゃねえし、散らかして行ったおんの、来るんだ来るんだ」って、俺しゃべったったおんなはあ。

（いくら待ってもCさんは戻ってこない。Aさんは「もう俺のことは見限ったから戻ってこないんだ」と言いだして。私は「別に部屋を片付けて帰ったわけでもないし、散らかしたままだから、戻ってくるに決まっている」と言ってなだめたんですけど）

0931 D：うーん、うんうん、うん。

Dさんは前節（そこで引用した語りB-1）で明らかのように、Aさんが当時どのような状

況、とくに心理的状況であったかについて、Bさんと合意していた。0923-0930の語りのあいだ、BさんはCさんの（Bさんからすれば逸脱的な）活動が、Aさんのそうした状況を増悪させたと述べることで、Dさんの支持の再獲得を試みていた。それでも0926でのDさんは「うーん」と答えるのみで、明確に支持を与えない。そこでBさんは0930で、Cさんの〈夫〉たるAさんが、Cさんに見捨てられたのではないかと漏らしていたことに言及する。Bさんでなければ知り得ないより信頼性の高い事柄に言及することで、支持を取り付けようとしたのだ。

5-2 責任帰属・非難への支持の獲得

Bさんは上記のやりとりをふまえたうえで、Cさんにたいする責任帰属・非難をすすめるをえない。Cさんが帰省先から戻らない⁸なか、Aさんは自宅のそばで自ら命を絶つ。隣人からの知らせを受け⁹Aさんの遺体を確認したBさんは、Cさんの帰省先（実家）に連絡する。

（語り B3：Aさんの死の知らせを受け戻ってきたCさんを非難するBさん）

1026 B：ほりええって言って、早く馳せで来てすう。

（〔Aさんの遺体を確認するやいなや〕慌てふためいて家に走って戻って）

1027 D：うん。

1028 B：電話かけだなあ、あれ、実家さ、俺。

1029 D：ああ、お母ちゃんさなあ。

（ああ、Cさんにね）

〔中略〕

1034 B：うん、ほしてって、お母さんは稼ぐさ行く。孫だ居だったおん、うん。

（そうしたら、Cさんはパートに行行って留守だって孫が電話に出て）

1035 D：はあはあはあはあ、お母さん稼ぎさ行ってらの？

（Cさん仕事に行行ってたの？）

1036 B：ウチのお母さん家っこお、孫どイエに居で。

（嫁の実家に孫はいて）

1037 筆：あ、はい。

1038 B：「お前え達や来ねえったえんにお父さん死んだぢゃ」って、俺、教えだの。

（私は孫に「お前たちが早く戻ってこないからAさんが死んだ」と言ったの）

1039 D：うん、うんうん。

1040 B：したっけ、えー、って言った所で、今度会社さ、お母さんどさ、かけだえんかあ。

（孫たちは「えっ」と言って驚いて。今度〔私は〕は嫁の勤め先に電話したの）

1041 D：うん、うん。

〔中略〕

1044 B：んなはって俺もはあびっくりして、電話はまんつけだけど。

（私はとにかく慌てふためいて、電話をかけることはできましたが）

〔中略〕

1050 B：ほうして、夜ほれえ、んと、今度あほれえ、母さん帰ってもんだあ。
(そして、Aさんが死んだ日の夜に、Cさんはようやく帰ってきて)

〔中略〕

1054 B：で、他の人達に、「お前えこねえったえんにほれえ、お父さん死んだあ」、づよ
うに俺がしゃべったったった。
(戻ってきた嫁に、他の人もいる前で、「お前がいつまでたっても戻ってこない
せいで息子は死んだんだ!」と言ってしまいました)

1055 D：うんうん、しゃべらさるんだますちゃあ。
(うんうん、当然言うでしょ)

Bさんは、〈妻〉であれば(困難な状況にあるならばなおさら)〈夫〉に優先して配慮することが優先的に期待されるであろう〈妻〉であるにもかかわらずそれを怠り、優先順位の低い稼得活動を優先したことを根拠に、Cさんへの責任帰属・非難を行なおうとしていた。本稿2-2で引用したワトソンの言葉を借りれば、Cさんは「〔妻という〕他のカテゴリーのもとにある」のに「〔夫という〕別のカテゴリーと結びついている〔一家の大黒柱という〕義務を実行に移し」、結果「〔妻という〕カテゴリーに付帯する諸義務を実行に移さなかった」ということになる。しかしそうした〈妻〉に付随する述部からの逸脱を指摘することだけでは、Cさんへの責任帰属・非難にたいするDさんからの支持を得ることは必ずしもできなかった。あらかじめ合意が成立しているAさんの(とくに心理的)状況を強調することで、ようやく説得的なものとなり、Dさんの「うんうん、しゃべらさるんだますちゃあ(うんうん、当然言うでしょ)」という支持を取り付けることができた。

BさんによるCさんへの非難と責任帰属は、公的な知識としての(〈家族〉という)MCDとそれが包含する夫や妻などの成員カテゴリーについて〈知っている〉ならば、一定の合理性のあるものとして理解可能であり、かつ同じ状況のもとであれば自らに向けられうるものだというのを当てにして遂行されていた。ただしこの事例の場合、Cさんの〈妻〉としてのカテゴリーに付帯する、ケアする義務からの逸脱を繰り返し指摘するだけでは支持を得られなかった。〈妻〉たるCさんとペアを構成している〈夫〉Aさんの状況——ケアされる必要性がある——に力点を置くことで、ようやく支持を取り付けうるものとなった。

Cさんも上記のような非難と責任帰属が(再び)Bさんによって行われることを前提として、自らのインタビューの場で語っていたと考えられる。Cさんはインタビューにおいて、BさんによるAさんへのケアの不在を語り、彼女の責任を示唆する一方で、それ以上に自らの活動を正当化するアカウントを多く語ることとなる。

6 Cさんの語り：Bさんの不作為の指摘と自らの行為の正当化

6-1 時間に余裕のあるはずの〈親〉BさんがAさんをケアしないことの示唆

Bさんからの予想される非難・責任帰属にたいしてCさんは、将来を悲観しているAさんを一人家に残して遊び回っていた〈親〉Bさん——〈夫〉たる（Bさんからすれば〈子〉）Aさんに代わり一家の大黒柱として外での仕事に追われている自分よりも時間にずっと余裕のある——に彼の自殺の責任があることを示唆する。

（語り C2：Bさんが将来を悲観するAさんを放置して遊びに歩いていることを指摘）

0095 筆：で、〔Cさんが働きに出ている〕そのあいだはまあ、旦那さん、イエで一人でいらっしゃるとか？

0096 C：おかあさん [= Bさんと]。

0097 筆：あ。

0098 C：自分の親だのど。

0099 筆：はい。

0100 E：あのどぎ、なんぼだったすちゃ？

（そのころ、Bさんは何歳だっけ？）

0101 C：〔1秒沈黙〕、なんぼだったえん、うーん。

0102 E：はあ。

0103 C：うーん、んだがら、おかあさんもウチにばりいないで、やっぱりほらあ、遊びでいねえんだ。さっぱりウチにいないで、「いねえぢえ」って、帰って言うんだっけおんね、帰って

（だから、Bさんは外に遊びに歩いてばかりで、やっぱりほら、あまり家にはいなかったの。なんでAさんは「〔Bさんは家に〕いない」って私が帰ってくるといつも言っていました）

0104 筆：はあー。

0105 E：寂しいわけだなあ。

（Aさんもさびしいでしょうね）

0106 C：結局ほらあ、一人置がれでるがらあ。

（結局ほら、一人で家で留守番だから）

0107 E：うん。

0108 C：寂しいわけだあ、私は生活のために働いでるがら。

（寂しいんでしょねえ、私は生活のために外に出てるし）

もっとも、BさんもCさんによるこうした非難と責任帰属がありえると考えていたのだろうか。彼女は以下のように述べ、自らを再カテゴリー化している。

（語り B4：Aさんにお金をあげない理由を述べるBさん）

0810 B：そしてえ、銭っこ何ぼがある内は、そして、ガチャンどして、ジュース買って。

(そして、A さんはお金がいくらあるうちは、自動販売機にジュースを買って)

0811 D：うん。

0812 B：飲んだり。

0813 D：うーん、うんうんうん

0814 B：なんかりして

0815 D：うーん

0816 B：歩ったけども、銭もほれえ、誰もあんまりけねえんだおん。

(そこまで歩いて行ってたけど、誰も A さんにお金をあげないんで)

0817 D：うんうんうん。

0818 B：んだってえ、俺も年金こもらってらったってなはあ、あんまりえづだがらけね
がったおん、我も、はあ鍵渡した時の事だおん。

(だって、自分も年金をもらってるっていっても、たいした金額じゃなかったし、もう鍵を渡した〔=主婦権を譲渡した〕後のことだし)

0819 筆：あー、そうですかあ。

0820 D：うんうんうんうん。

0821 B：渡してらったがら、お母さん〔C さん〕だってもうほれえ、銭ける位えも、ねえ
がら。

(渡してたから、C さんもほら、お金あげるくらいもないから)

B さんはイエの主婦権(「鍵」)を C さんに渡した(なのでケアを含む家事責任を負う者た
りえない)ことに言及することで、〈隠居〉した者とでも言う、家事責任の担い手ならざ
る者として自らの再カテゴリー化をはかっていた。

ただ、B さんの不作為を指摘することで、B さんへの責任帰属・非難を適切なものにでき
るが、C さん自らの〈妻〉という成員カテゴリーに付帯する述部からの逸脱を正当化するこ
とにはならない。6-2 以下で見ると、C さんは B さんへの直接的な責任帰属・非難とは
別の、正当化のアカウントをいくつも述べていくことになる。C さんは MCA の使用にかか
わり、A さんをケアできなかった、もしくはしなかったことの〈やむをえなさ〉を強調する、
3 つの異なった戦略をとることになる。そうすることで、〈妻〉ではあるが別のカテゴリーに
付帯する義務をこの状況のもとでは優先せざるをえないとか、妻としての義務を履行するの
は困難だ、という正当化のアカウントが可能となっていく。

6-2 戦略1 〈夫〉カテゴリーに付帯する義務の横領の不当性を極小化する

C さんは、語り C1 においても自らの就労が家計を維持するために不可欠であると述べて
いるが、さらに A さんの通院費用をまかなうには農地の売却も検討せねばならないほど家計
が窮乏していたと述べ、自らの就労の必要性をよりいっそう強調する。

(語り C3：A さん死亡前後の就労状況と家計状況について)

0076 C：もう自分では「もう駄目だあ」って言ってだの。

(もうそのころ夫は「もう駄目だあ」って言っていて)

- 0077 筆：はあー。
- 0078 C：うーん、〔2 秒沈黙〕、でも悪くなったし、まだあれば、ど、「んだば病院さ行
げ」ってへえば、「お金がないがら、病院さはもう行かない」。
（病状も悪化するし、もっと悪くなったらまずいで「だったらまた通院すれ
ば」と言うと、夫は「金がないから病院には行かない」と言うし）
- 0079 筆：うーん。
- 0080 C：お金が無いと、んだば、ながったら土地売ればいいんだって〔私は言った
けど〕。
- 0081 筆：うーん。
- 0082 C：うーん、なって、〔沈黙続く〕、で。
- 0083 筆：その時もずっと家に？
- 0084 C：ウチに居たのね、私はほれえ、勤め先があったったから。
- 0085 筆：はい、あの、すみません、そのお、お勤めの方は？ えーっと、大体どれくらい、
週に何日とか？
- 0086 C：一週間に、とにかく一ヶ月のうちで、8日くらいかな、休みは。
（週に、とにかく月に休みは8日くらいでした）
- 0087 筆：一ヶ月で8日であれば、大体週、週に5日くらい？
- 0088 C：う、うーん。
- 0089 筆：大体一日どれくらい〔働いてましたか〕？
- 0090 C：その時によるの、仕事は。
- 0091 筆：あ、はい。
- 0092 C：うーん、忙しい時は、時間を過ぎでね、〔夜〕8時まで働いてる。

こうして困窮する家計を支えるための就労——〈夫〉に代わり一家の大黒柱として活動すること——の必要性によりいっそう強調することで、Cさんは〈夫〉カテゴリーに付帯する義務の横領の不当性を、明示的なかたちで彼女自身やAさんを再カテゴリー化することなく、極小化していく。ただ、Cさんは筆者が1週間あたりの勤務日数を尋ねるとそれに直接的な回答を与えるのではなく、月あたりの休日を述べ、さらに筆者が勤務日を明確化しようとする、あいまいな返答を返す(0085-0088)。1日あたりの勤務時間を尋ねても明確には回答せず、状況によると述べたり、忙しい場合の勤務終了時間を話すのみである。〈夫〉の義務の横領の不当性は確かに極小化できた。しかし、このときの筆者の質問が含意すること——もし就労ゆえに〈妻〉としての義務が果たせないほどの長時間労働であったのかとの疑問——への回答を試みないのであれば、同意を取り付けるには十分に強い主張とはいえない。そうした主張は、以下で行われることになる。

6-3 戦略2 自分に執行しうる別のカテゴリーに付帯する義務の履行を強調する

Cさんは、就労と並行して夫Aさんの父方の祖父(Bさんの義父、Cさんの義理の祖父)の介護も一人で担っていたと述べる。家計を支えるための就労以外に、すでに〈嫁〉カテゴ

リーに付帯する〈義理の祖父〉のケアに時間と労力を割いていたという主張を含意する。

(語り C4: CさんとEさんが嫁いびりについて話しているうちに、Cさんの舅〔Bさんの夫〕の話題となる)

0666 E: そしてそのお祖父さんも、左官さんがなんがやってらったんだっけねえ?
(あなたの義理のお祖父さん、左官の仕事してたって聞いたけど?)

0667 C: 百姓やったの。

0668 E: そのお祖父さんは普通に?
(その義理のお祖父さんは普通に死んだの?)

0669 C: あの人も、前にほれえ、中ってさあ。
(義理の祖父も、生前に、脳卒中になって)

0670 E: うん。

0671 C: うーん、そして。

0672 E: 自殺したの?

0673 C: んだねんだね。
(ちがうちがう)

0674 E: はあはあ、うーん。

0675 C: お父さんが亡くなってがらその、お父さんが亡くなってがらね。
(Aさんが死んだ後にその、Aさんが死んだ後にね)

0676 E: うん、うん、〔1秒沈黙〕、ほお、はあ、そうなの、ふーん、結局お父さん〔=Aさん〕、おた、お宅の旦那、お父さんが、亡くなってがら、お祖父さんが死んだの?

0677 C: そうそう。

0678 E: はあー、んだったのがあ。
(ああ、そうだったんだ)

0679 C: だから大変な内容でしょ。お祖父さん観ねえばあねがった訳よお、ぜーんぶ。
(だから大変でしょ。義理の祖父の介護もしなきゃいけなかったわけだから、全部)

0680 E: うん、うん。

0681 筆: はい。

0682 E: んで、むずかしいづだね、そういうのね。
(そういうのは難しいっていうよね)

0683 C: んだがらほれえ、順序に行がねばないでしょ。
(だから、ほら、〔仕事と介護に〕順々に行かなきゃいけないでしょ)

家計を支えるための就労と同時に、〈嫁〉カテゴリーに付帯する義理の祖父の介護という義務も一人で遂行していた——それらに「順序に行がねばない」——のであれば、〈夫〉たるAさんを優先的にケアする〈妻〉としての義務は両立不可能であり、よって免除／軽減される

べきであることは、適切になる。

6-4 戦略3 〈夫〉カテゴリーの切り離し：Aさんからの不適切な行為に言及

くわえてCさんは、夫Aさんから継続的に暴力を受けていたことを語る。〈妻〉にたいして行うことが（当時の当該地域における実態がどうあれ）不適切な行為であることに異論はないだろう。

（語り C5-1：Aさんから受けた暴力に言及して）

0270C：うーん、だからほらあ、私のかあさん、はあ、忙しぐしてさあ、電話ばかりよこすの、夜方さなあ。ほんたな遅いの頼まれるの、流しの茶碗がぼつん！（だから、ほら、Bさんは、他所に出かけるのに忙しくて、夜中になってから迎えにきてくれて電話をしょっちゅうしてくるの。遅くに言われても迷惑だつてAさんに言うと、流しにあった茶碗を投げられたの！）

0271 筆：ひえ～。

0272 C：投げだっけよ、それも何回もあったの。

0273 筆：あああつ。

0274 C：その人 [= Aさん] はそれえ、親がそういう風にしゃべられで。

0275 E：親のいねえどぎ、やるわけだ。結局親のいるどぎはいぐなってるわけだね。

（Bさんがいないときにそうやって暴力振るうんだ。Bさんのいるときはいい人のふりして

0276 C：んなんだね。

（そうなんだろうね）

0277 筆：あぁー。

0278 E：結局いい息子になるためには、お前えはんだちになればこう短気になって、カッカカッカするわけだおんね。ただ、ただ親のいるどごでは。

（結局いい息子演じてても、Cさんたちだけになればこう短気になって、カッカカッカするんだ。ただ、ただBさんの前ではそうじゃなくて）

0279 C：それで私もあの、頭さ来てさあ。

（それで私も頭に来たから）

0280 E：うん。

0281 筆：はい。

0282 C：車の免許取りがけだったがらなあ、車で出はったの。

（自動車免許を取ってすぐのときに、家出したの）

0283 E：うーん。

0284 C：そうしたら [Aさんも車で] 追いかけてきてねえ、[私の] 車さぶつかるんだよ。

0285 E：あゝ あ、へえーつ。

このようにCさんは、Bさんが不在のときにAさんから繰り返し受けた暴力¹⁰について語ったうえで、Eさんとともに筆者の問いかけに同調し、当時から変わらない彼から受けた

暴力にたいする「気持ち」を語る——6-2の語り3において筆者の質問にあいまいで要領を得ない回答に終始したのとは対照的である。

(語り C5-2: 筆者の問いかけに同調する)

0286 筆: まあ、今それやったら捕まりますねえ。

0287 E: んだよ、ほんに。

(本当にそうですよ)

0288 C: 昔だばほんにしてでも、昔ってまあ十何年も前えだったんだけどさあ、隠して
るようなもんだけどさ、内緒に。〔10秒ほど沈黙の後で〕 んだがらねえ、心に
積もる、いぬ、んだがらねえ、亡くなってがらでもねえ、こういう風にあった
の、気持ちにはあったの。

(昔だったらそんな目に遭っても、昔っていっても〔2002年のインタビュー時
点からかぞえて〕十数年前ごろのことだけど、〔そんな夫からの暴力をドメス
ティック・バイオレンス(DV)であると訴えられず、女の人はみんな〕泣き寝
入りして隠してるのが当たり前だったの。けど、ずっと含むところがあって、
それは夫が死んだ後も変わらない)

Aさんから継続的に受けた暴力の実態とそのことにたいする変わらない「気持ち」につ
いて述べることで、Cさんは彼の〈夫〉としての不適格性を証明し、そうした人物をケアす
ることの困難さを想起させる。それだけではなく、筆者の問いかけに同調し、自らを(DV)の
〈被害者〉——したがって〈夫〉であったAさんは〈加害者〉——でもあるという、〈家族〉
とは異なるMCDを使用し、再カテゴリー化を承認する。そうすることで、ペアの片方であ
る〈夫〉を自分から切り離し、〈妻〉カテゴリーに付帯する義務の免除がよりいっそう正当化
でき、Eさんからの同意を得ることはより確実なこととなる。

Cさんは、自分は〈妻〉ではあるが夫Aさんに代わり一家の生計を支えるべく就労せねば
ならず、〈嫁〉として義理の祖父の介護も自分ひとりで担っているうえに、〈被害者〉として
Aさんから継続して暴力を受けていたことを語り、それらについて他者であるEさんと筆者
から同意を取り付ける。ゆえに〈妻〉として困難な状況にある〈夫〉にたいして優先的にケ
アすべきというカテゴリーに付帯する義務を履行しえないこと、ゆえに彼の自殺を防ぎよう
がない状況に置かれていたということが、適切なこととされる。自分がこのような状況にあ
るならば、主婦権を放棄し時間に余裕があるゆえに、〈息子〉Aさんへのケアを(Cさんに代
わって)優先的に履行できたはずであるしそうすべきだにもかかわらず十分に行わなかった
〈母〉Bさんにこそ彼の死の責任があるのだという示唆も、(〈隠居〉の身であると自らをカテ
ゴリー化しているBさんは容易に反論できるであろうが)一定の合理性を有し、理解可能な
ものとなる。

その適切さは、公的な知識としての〈家族〉をめぐるMCDを、個別の状況をふまえて、な
いしは利用しながら執行していくローカルな戦略、たとえば本稿で仮に例示・命名したよう

な〈夫〉カテゴリーに付帯する義務の横領の不当性を極小化する〉〈自分に執行しうる別のカテゴリーに付帯する義務の履行を強調する〉〈夫〉カテゴリーの切り離し〉等々を活用しながら使用できることによって、支えられていた。

7 おわりに

BさんとCさんは、脳卒中で半身不随となり将来を悲観しているAさんへのケアを担うべきであったのに怠ったのは誰か、をめぐり責任帰属と非難（および自分に向けられうるそれらの回避・棄却）を行っていた。1-2で述べたように、家族であるということは、メンバーたちが継続的・組織的にさまざまなケアを与え／受け取ることと分かちがたく結びつけられている。困難な状況に置かれているメンバーにたいしてはなおさらということになるだろうか。よって〈家族であること〉にかかわる、われわれにとって慣習的に〈あたりまえ〉である知識——家族というMCDと、そのなかのさまざまな成員カテゴリーに付帯する義務として参照可能な——によって、BさんとCさんのあいだでの、Aさんの自殺にかんする責任帰属と非難が可能となっていたことはなんら疑う余地はない。相手への責任帰属・非難、とりわけBさんによるCさんへのそれは、〈妻〉（や〈母〉）といった成員カテゴリーに付帯している〈夫〉（〈子〉）への〈ケア〉する義務からの逸脱を指摘する、というかたちで一貫してなされていた。またとりわけCさんにおいて、自らへの責任帰属・非難を斥けるにしても、〈夫〉たるAさんを〈ケア〉する義務からの逸脱という指摘を自明な前提として、その無効化ないし極小化をはかっていた。Bさんについても、同様のことを言いうる。

しかしながら、本稿でBさんとCさんの事例を検討した結果として、あらためて確認しておくべきことがある。それは、ある人物の自殺をめぐり、MCDを参照し、特定の誰かに責任を帰属し非難すること（およびそれを斥けること）を意味あるものとして実践するためには、他者からの支持を取り付けることが不可欠だということである。言いっぱなしではすまないのだ。そして、他者からの支持を取り付けるためには、その自殺（者）にかかわる個別具体的なコンテクストにかかわる、自らが言い、語り、見聞きし、その他知り得たことを、MCDの使用が適切であることの説得的なエビデンスとして、呈示できなければならない。BさんとCさんは明確にそのことを試みていたし、その点においてきわめて有能であった。Bさんは、Cさんの〈妻〉として〈夫〉たるAさんを〈ケア〉する義務からの逸脱を繰り返し指摘したが、さしあたり同席者＝仲介者であるDさんの支持を得られなかった。そこでBさんは、インタビュー内における前の会話においてDさんと合意していた、Cさんの〈夫〉たるAさんがいかにケアを必要としていたかを強調し、支持を獲得した（本稿5節、および4節参照）。Cさんが駆使した、〈夫〉カテゴリーに付帯する義務の横領の不当性を極小化する〉〈自分に執行しうる別のカテゴリーに付帯する義務の履行を強調する〉〈夫〉カテゴリーの切り離し〉と筆者がさしあたり命名した方法についても、彼女自身が実際に就労し、義理の祖父を介護し、〈夫〉たるAさんからDV被害を受けていた（それらを疑問の余地なく呈示できた）からこそ、Eさんの支持を得ることができたのだ。たとえばこのような、MCA（とくに

〈家族〉)とそれを具体的に支えるコンテキストの双方を呈示しやすい人びと、とりわけ遺族らが、自殺をめぐる責任帰属・非難に巻き込まれやすいのは、必然であろう。

注

- 1 一次被害とは、近親者の自殺に直面することそれ自体、およびそのことから直接的に受ける精神的苦痛を指す。二次被害とは、他者との相互行為において近親者の自殺にかかわって精神的苦痛を受けたり、法的権利を侵害されたり、経済面・行政手続面でさまざまな負担を強いられることを指す。責任帰属・非難を受けることは主要な二次被害のひとつである。
- 2 ここでの人びとは、まずもって自殺にかんする医学・臨床心理学的知識を必要十分に有しないような、「素人 [any layman]」(Sacks 1992: 14)を指し、自死遺族も含まれる。もちろん研究者(斎藤 2004: 188-9)や支援者(平山 2009:76-9)たちも含まれる。
- 3 カテゴリー集合 R_i (赤の他人—赤の他人からなる)を K (専門家—素人からなる)に転換し、相談が適切な活動となるように相談者とカウンセラーのペアを再カテゴリー化する手続きである (Sacks 1972b: 61-3=1995: 157-60)。
- 4 このことは、たとえば過労自殺事件をめぐる行政訴訟や民事訴訟において、被告側が原告側の遺族たちを〈家族としてなすべき世話(ケア)を怠った〉と非難し、二次被害を与える、広く現代日本においてはびこっている実践を可能たらしめている。
- 5 なお、この装置には、最小限、できれば一つだけの成員カテゴリーの執行を求める「経済規則 (the economy rule)」、および他の人に執行するカテゴリーと矛盾しないことを求める「一貫性規則 (the consistency rule)」が付随している (Sacks 1972a: 333-5)。ただし、経済規則をめぐるのは、成員カテゴリーの複数執行があくまで例外的なことなのか否かが問題となるが、現在のところエスノメソドロロジーにおいてそれにたいする一致した見解はない。本稿では、「一貫性規則」からみて適切な場合、複数執行は可能かつ必要であるとするワトソンの見解 (Watson 1983: 37-9=1996: 113-4)に従う。
- 6 ただし、そうした諸活動が慣習的にアプリアリに期待できるということのレヴィアンスについては、あくまで「人びとが巻き込まれている訴えや伝記やさまざまな慣習等にかかわる、特定の、ローカルな、状況づけられたさまざまな判断にかかわる事柄」であり、「オムニレリヴァントではない」(Watson 2009: 44)。他方でわれわれは、カテゴリーに付帯した権利義務関係にもとづく諸活動を(上記のような限定を置いたうえで)「いくらでもトレース可能なものとみなさなければならない」(Watson 2009: 44-5)。
- 7 インタビューにおいて B さんが C さんにたいして、C さんが B さんにたいして、A さんの自殺の責任を帰属し非難することに終始したのは、その場に D さん/E さんというおのおのの主張に同意を与えた人が同席していたという場面設定の問題かもしれない。ただ、筆者が自死遺族にインタビューする場合、つねに D さんや E さんのような仲介者が同席している。しかしここまで他者にたいする責任帰属・非難に終始したインタビュー結果はほかにない。
- 8 2015年に別件で C さんにインタビューを実施した際、このときも同席していた E さんが調査終了後、彼女が帰省先から戻ってこなかったのは、度重なる A さんの暴力に耐えかねて離婚を決意していたからでもある、と筆者に語ってくれた。だとするならば、A さんの推測は当たっていたことになる。
- 9 隣人がなんとか A さんの自殺という〈悪い知らせ〉について、心理的衝撃を与えないよう穏やかなかたちで B さんに伝えようとしたが結局伝わらず、最終的に直接的な言明に至った過程を再現したものの会話分析的な検討についても興味深い課題だと思われるが、筆者にその準備がないので他日を期したい。
- 10 くわえて、A さんからの暴力に言及したことは、(そうしたことを知らないまま語られている) B さんによる彼にかんする記述が不十分であることを指摘するものもなっている。換言すれば、こうした言及は、C さんによる彼にかんする記述の方がより正確だという主張にもなっている。

文献

- Atkinson, J. M., 1978, *Discovering Suicide: Studies in the Social Organization of Sudden Death*, Pittsburgh: The University of Pittsburgh Press.
- Francis, D. & S. Hester, 2004, *An Invitation to Ethnomethodology: Language, Society & Interaction*, London: Sage. (= 2014, 中河伸俊・岡田光弘・是永論・小宮友根訳『エスノメソドロジーへの招待——言語・社会・相互行為』ナカニシヤ出版.)
- 藤井忠幸, 2009, 「自死遺族の受難——『二次的被害』についての考察」清水新二編『現代のエスプリ 501 封印された死と自死遺族の社会的支援』至文堂, 41-9.
- 藤原信行, 2011, 「『医療化』された自殺対策の推進と〈家族員の義務と責任〉のせり出し——その理念的形態について」『生存学』3: 117-32.
- , 2013, 「自殺対策の推進における家族員の責務とその上昇をめぐる」『現代思想』41(7): 129-39.
- Gubrium, J. F. & J. A. Holstein, 1990, *What Is Family?*, Mountain View: Mayfield Publishing Company. (= 1998, 中河伸俊・湯川純幸・鮎川誠訳『家族とは何か——その言説と現実』新曜社.)
- Hester, S. & P. Eglin, 1997, “Membership Categorization Analysis: An Introduction,” S. Hester & P. Eglin eds., *Culture in Action: Studies in Membership Categorization Analysis*, Lanham: University Press of America, 1-23.
- 平山正美, 2004, 「愛する人の『自死』」平山正美監修／グリーンケア・サポートプラザ編『自ら逝ったあなた、遺された私——家族の自死と向きあう』朝日新聞社, 3-24.
- , 2009, 「二次被害の回避とその留意点」清水新二編『現代のエスプリ 501——封印された死と自死遺族の社会的支援』至文堂, 74-84.
- 平山輝男監修・森下喜一編, 1986, 『岩手方言アクセント辞典』第一書房.
- Jayyusi, L., 1984, *Categorization & the Moral Order*, Boston: Routledge & Kegan Paul.
- 内閣府, 2017, 「自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月 28 日閣議決定）」.
- 中河伸俊, 1986, 「自殺の社会的意味」仲村祥一編『社会病理学を学ぶ人のために』世界思想社, 125-46.
- Sacks, H., 1972a, “On the Analyzability of Stories by Children,” J. J. Gumperz & D. Hymes eds., *Directions in Sociolinguistics: The Ethnography of Communication*, New York: Holt, Rinehart & Winston, 325-45.
- , 1972b, “An Initial Investigation of the Usability of Conversational Data for Doing Sociology”, D. Sudnow ed., *Studies in Social Interaction*, New York: The Free Press, 31-73. (= 1995, 北澤裕・西阪仰訳「会話データの利用法——会話分析事始め」『日常性の解剖学——知と会話』マルジュ社, 93-173.
- , 1979, “Hotrodder: A Revolutionary Category,” G. Psathas ed., *Everyday Language: Studies in Ethnomethodology*, New York: Irvington Publishers, 7-14. (= 1987, 山田富秋・

- 好井裕明・山崎敬一訳「ホットロッダー——革命的カテゴリー」せりか書房, 21-40.)
——, 1992, *Lectures on Conversation Vol.1*, Cambridge: Blackwell.
- 斎藤友紀雄, 2004, 「自死遺族に注がれるまなざし」平山正美監修／グリーンケア・サポートプラザ編『自ら逝ったあなた、遺された私——家族の自死と向き合う』朝日新聞社, 188-98.
- 若林一美, 2003, 『自殺した子どもの親たち』青弓社.
- Watson, R., 1978, “Categorization, Authorization, & Blame: Negotiation in Conversation,” *Sociology*, 12(1): 105-13.
- , 1983, “The Presentation of Victim & Motive in Discourse: The Case of Police Interrogations & Interviews,” *Victimology: An International Journal*, 8(1 & 2): 31-52. (= 1996, 岡田光弘訳「談話における被害者と動機についての提示——警察における尋問と事情聴取の事例」『Sociology Today』7: 106-25.)
- , 2009, *Analysing Practical & Professional Texts: A Naturalistic Approach*, Farnham: Ashgate.
- 山田長耕, 2007, 『岩手県央部 紫波の方言』熊谷印刷出版部.
- 山田富秋, 2011, 『フィールドワークのアポリア——エスノメソドロジーとライフストーリー』せりか書房.
- 山崎敬一, 2004, 「エスノメソドロジーの方法 (1)」山崎敬一編『実践エスノメソドロジー入門』有斐閣, 15-35.

(ふじわら のぶゆき、大阪市立大学研究員、iso-politeia@biscuit.ocn.ne.jp)
(査読者 檜田美雄、檜村志郎)

Who is the Accused one About the Suicide Victim as a Family Member?:

The Using of Membership Categorisation Devices
& The Conflict of the Accusation About a Suicide

FUJIWARA, Nobuyuki

In our society, suicide survivors are often accused of censure for the suicide of a close relative, family member or friend; their supporters and scholars who are often professionals in the field of thanatology, mental health, and/or social work condemn that kind of problems as victim blaming. These types of supporter and scholar, however, seldom consider the significance of rationality when the kind of accusation is based on public knowledge. In this paper, I report upon the following matters based on interview research of two suicide survivors who accused each other of censure for the suicide of a family member: their accusations of one another possibly be seen to display the use of the ‘membership categorization device (MCD)’ of ‘family,’ as public knowledge; they could use competently the MCD of family when accusing each other because they had information about and experience of interacting with the suicide victim, based on the context. Therefore, they could accuse each other of their role in the suicide, thus getting themselves involved in the case, irrespective of their personal wishes.